



茨城労働局発表  
平成25年8月30日

【照会先】

茨城労働局労働基準部(健康安全課)  
課長 青山 努  
課長補佐 中島 英明  
(直通電話)029(224)6215

平成25年度全国労働衛生週間及び

茨城県産業安全衛生大会の開催について

1 平成25年度全国労働衛生週間の実施について

業務上疾病の発生件数は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、過重労働による健康障害、メンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、茨城労働局(局長 中村 俊一)は全国労働衛生週間に当たり、県内の各企業、団体等に対し、様々な取り組みを行うよう呼びかけています。

- 期 間 10月1日から10月7日
- 準備月間 9月1日から9月30日
- スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

なお、本年度においては、全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、労働者の健康確保について、改めて

徹底を図ることとしています。

(第64回 全国労働衛生週間 別添資料No. 1)

※<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000013398.html>

## 2 「職場の健康診断実施強化月間」について

厚生労働省では、本年9月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上などに向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することしました。

その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ集中的・重点的な指導を行うこととしています。

＜月間における重点的な実施事項＞

- ・健康診断の実施徹底
- ・健康診断実施後の事後措置の徹底
- ・小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

(職場の健康診断実施強化月間 別添資料No. 2)

※<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130813K0010.pdf>

## 3 茨城県産業安全衛生大会の開催について

上記の全国労働衛生週間の趣旨の周知徹底と、事業者及び労働者の労働安全衛生意識の高揚を図ることを目的として、県内の労働災害防止団体の主催による「茨城県産業安全衛生大会」が以下により開催されます。

茨城労働局(局長 中村俊一)は、大会の後援を行うとともに、産業安全衛生の模範となるような事業場及び産業安全衛生活動に貢献のあった個人に対して、茨城労働局長表彰を行うこととしています。

本大会においては、県内各事業場において労働災害防止に向け、安全衛生管理体制の再点検や第12次労働災害防止推進計画に基づく取組み等労働安全衛生管理活動の一層の促進を呼びかけることとしています。

記

(1) 開催日時 平成25年10月3日(木) 午後1時から午後4時45分

- (2) 開催場所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）  
(3) 特別講演 「世界初 ロボットスーツ『HAL』最前線」  
～つくばから世界へ～  
講師 山海 嘉之 氏  
(筑波大学大学院教授 サイバニクス研究センター長)

※本大会は取材可能です。

詳しくは、大会事務局

(一社)茨城労働基準協会連合会(電話:029-225-8881)

までお問い合わせ下さい。

(茨城県産業安全衛生大会 別添資料No. 3)

#### 4 「全国労働衛生週間準備打合せ会(地区大会)日程」

茨城県産業安全衛生大会に先立ち、県内の労働基準監督署管内では労働衛生週間準備月間に「全国労働衛生週間準備打合せ会」等を下記のとおり開催予定です。

各地区の詳細については下記の間合せ先にご連絡ください。

記

- ・水戸署((一社)水戸労働基準協会主催)  
9月12日(木) 午後1時半より、茨城県民文化センター  
(お問合せ先:029-233-6622)
- ・水戸署((一社)太田労働基準協会主催)  
9月4日(水) 午後1時半より、常陸太田市生涯学習センター  
(お問合せ先:0294-72-3489)
- ・日立署((一社)日立労働基準協会主催)  
9月6日(金) 午後1時半より、日立シビックセンター  
(お問合せ先:0294-23-3431)
- ・土浦署((一社)土浦労働基準協会主催)  
9月4日(水) 午後1時半より、土浦市民会館  
(お問合せ先:029-824-0324)
- ・筑西署((一社)筑西労働基準協会主催)  
9月6日(金) 午後1時半より、茨城県県西生涯学習センター

(お問合せ先:0296-24-2796)

- ・古河署((一社)古河労働基準協会主催)

9月4日(水) 午後1時半より、古河市生涯学習センターとねミドリ館

(お問合せ先:0280-31-4176)

- ・常総署((一社)水海道労働基準協会主催)

9月6日(金) 午後1時半より、常総市生涯学習センター

(お問合せ先:0297-22-0949)

- ・龍ヶ崎署((一社)龍ヶ崎労働基準協会主催)

9月3日(火) 午後1時半より、龍ヶ崎市文化会館

(お問合せ先:0297-62-7923)

- ・鹿嶋署((一社)鹿島労働基準協会主催)

9月5日(木) 午後1時半より、鹿嶋勤労文化会館

(お問合せ先:0299-83-8440)

# 第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

## 健康管理を進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

### 「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理の推進</li> <li>○ 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進</li> <li>○ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進</li> <li>○ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化</li> <li>○ 作業環境管理の推進</li> <li>○ 作業管理の推進</li> <li>○ 労働衛生教育の推進</li> <li>○ 職場における受動喫煙防止対策の推進</li> <li>○ 粉じん障害防止対策の徹底</li> <li>○ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進</li> <li>○ 熱中症予防対策の徹底</li> <li>○ 電離放射線障害防止対策の徹底</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底</li> <li>○ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底</li> <li>○ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける労働衛生管理対策の推進</li> <li>○ 化学物質の管理の推進</li> <li>○ 石綿障害予防対策の徹底</li> <li>○ 酸素欠乏症などの防止対策の推進</li> <li>○ 心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のための体制の実施・充実</li> <li>○ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進</li> <li>○ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進</li> <li>○ 職場におけるHIV/エイズに関する理解と取組の推進</li> <li>○ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進</li> </ul> |
|--|---|

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

# 主な取組事項・支援体制

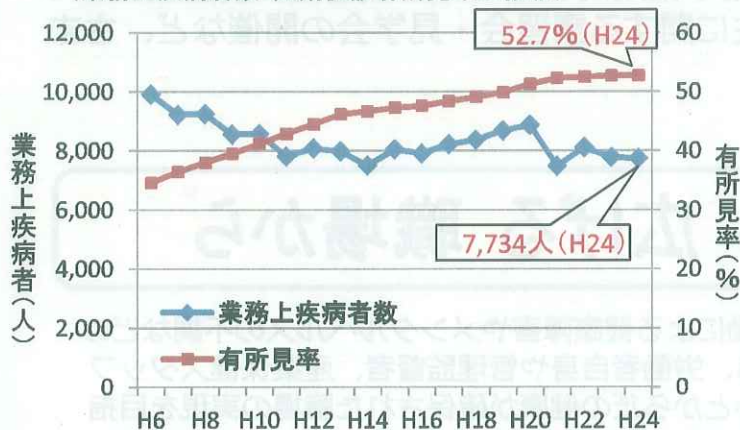
## 職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

### 労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

## メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

<http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx>

## こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト  
(QRコード)



## 第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

## 産業保健推進センター・地域産業保健センター

- 産業保健推進センター  
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
- 地域産業保健センター  
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

## 受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

## 第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

## 腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾患のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

## 熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuushou.html>

## 職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～健康診断と事後措置の徹底を！～

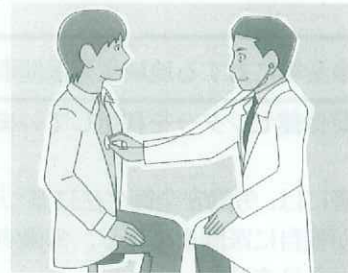
茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間に合わせて、「職場の健康診断強化月間」と位置づけ、健康診断受診率向上等に向けた『健康づくり大キャンペーン』を行うことといたしました。

事業者の皆様には、特に以下の事項にご留意の上、強力的に推進するようお願いいたします。  
チェックリストを添付しましたので、点検してみてください。

## 健康診断の実施徹底

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しよう  
～労働者の健康確保のために～

事業者は労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。



事業主に義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	実施時期
一般定期健康診断	雇入時の健康診断（安衛則第43条）	雇入れの際
	定期健康診断（安衛則第44条）	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）	深夜業など労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者等の健康診断（安衛則第45条の2）	海外に6月以上派遣する際、 帰国後国内業務につかせる際
	給食従業員の検便（安衛則第47条）	雇入れの際、配置替えの際
特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29号）</li> <li>鉛業務に常時従事する労働者（鉛則第53号）</li> <li>四アルキル鉛等業務常時従事する労働者（四アルキル鉛則第22号）</li> <li>特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39号）</li> <li>高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者（高圧則第38号）</li> <li>放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者（電離則第56号）</li> <li>除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第20号）</li> <li>石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者（石綿則第40号）</li> </ul>	
じん肺健診	常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者（じん肺法第3条、第7～10条） 注：じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。	
歯科医師による健診	（歯科医師による健康診断） ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に、有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛則第48号）	

・VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されております。

## 健康診断実施後の事後措置の徹底

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが必要です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者について、労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ①就業場所の変更
- ②作業の転換
- ③労働時間の短縮
- ④深夜業の回数の減少等の措置を講ずる

等、適切な措置を講じなければなりません。



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名	○○ ○○
医師の意見	就業時間 制限が労働の制限
意見を述べた医師の 氏名	○○ ○○

## 小規模事業場に対する地域産業保健事業の活用の促進

地域産業保健センターを利用していますか？ ～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

事業者には、労働安全衛生法に基づく健康診断などの実施義務がありますが、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、茨城県地域産業保健センターのもと、県内労働基準監督署ごとに地域産業保健センターが設けられ、以下の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

- ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ④ 長時間労働者に対する面接指導

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前申し込みが必要です。

## 事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に係るお願い

医療保険者から事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（提供は、個人情報保護法上の問題はありませぬ（注））

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第 2 3 条第 1 項第 1 号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

**詳細は、茨城労働局労働基準部健康安全課又は、所轄労働基準監督署あてお問い合わせください  
健康安全課 TEL:029-224-6215**



平成  
25年度

## 茨城県産業安全衛生大会

平成25年 年間標語

安全が 最優先の我が職場 仲間を守る 家族を守る

平成25年 10月3日(木) ホテルレイクビュー水戸

13:00～16:45[開場 12:00]

水戸市宮町 1-6-1

〈定員 650名〉

(水戸駅南口より徒歩3分)

〈ビデオ上映・THP健康づくり体操等〉

## 第一部 表彰式

- ① 優良事業場等表彰
- ② 主催者代表挨拶
- ③ 来賓祝辞……………茨城労働局長  
茨城県知事  
一般社団法人茨城県経営者協会長  
日本労働組合総連合会茨城県連合会長

## 第二部 講演

## リラックス体操

中央労働災害防止協会 インストラクター

- ① 第12次労働災害防止推進計画について  
茨城労働局 労働基準部 健康安全課 課長 青山 努氏
- ② 特別講演……………「世界初 ロボットスーツ『HAL』最前線」  
～つくばから世界へ～  
筑波大学大学院教授 サイバニクス研究センター センター長  
CYBERDYNE 株式会社 代表取締役社長／CEO  
山海 嘉之氏
- ③ 大会宣言……………林業・木材製造業労働災害防止協会茨城支部長

**主催** 一般社団法人茨城労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会茨城県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会茨城支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日立支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿島支部

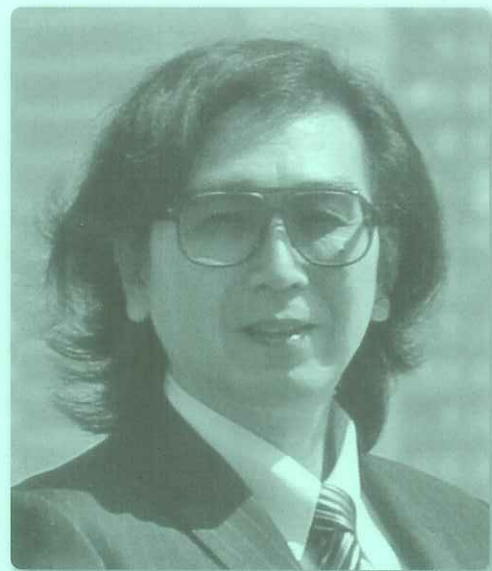
**後援** 茨城労働局  
茨城県  
一般社団法人茨城県経営者協会  
日本労働組合総連合会茨城県連合会

**協賛** 茨城産業保健推進連絡事務所

※会場の駐車場は限られていますので、公共の交通機関をご利用願います。

## 特別講演講師紹介

筑波大学大学院 システム情報工学研究科 教授  
筑波大学 サイバニクス研究センター センター長  
CYBERDYNE 株式会社 代表取締役社長／CEO



さん かい よし ゆき  
**山海 嘉之 氏**

### 経 歴

- 1987年 筑波大学大学院工学研究科博士課程を修了。  
筑波大学講師、助教授、アメリカ合衆国ベイラー医科大学客員教授を経て、筑波大学システム情報工学研究科教授となる。
- 1989年 人・機械・情報系を融合複合した新学術体系を確立し、サイバニクス (Cybernetics)と命名する。
- 2004年 研究成果にて社会貢献することを目的として、筑波大学大学発ベンチャー企業「CYBERDYNE 株式会社」を設立、身体に装着する世界初のサイボーグ型ロボットである、ロボットスーツHALの研究開発／製造／販売を推進。
- 2007年 グローバルCOEプログラム採択。  
サイバニクス国際教育研究拠点 拠点リーダー。
- 2010年 内閣府 FIRST：最先端研究開発支援プログラム中心研究者採択。  
サイバニクス研究プログラム研究統括。
- 2011年 サイバニクス研究センター センター長。

### 受 賞 歴

- 2005年 The2005 世界テクノロジー賞大賞(IT ハードウェア部門)
- 2006年 グッドデザイン賞金賞
- 2006年 日本イノベーター大賞優秀賞
- 2007年 第5回産学官連携功労者経済産業大臣賞
- 2009年 全国発明表彰受賞 21世紀発明賞「サイボーグ型ロボット技術の発明」  
(社団法人発明協会、常陸宮正仁総裁より授与)  
IEEE / IFR Invention & Entrepreneurship Award 大賞  
この他、多数受賞。

平成25年度 全国安全週間スローガン

高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害